

【お知らせ】新潟地方法務局新津支局及び十日町支局宛て人権相談電話の一部不通について

令和7年10月1日（水）、新潟地方法務局新津支局管轄市町村（新潟市秋葉区・南区、五泉市、阿賀野市、東蒲原郡阿賀町）及び同局

十日町支局管轄市町村（十日町市、中魚沼郡津南町）に居住されている御相談者様が、御自宅の固定電話を利用し、みんなの人権110番（0570-003-110）宛て架電いただいた場合において、電話回線の不具合により繋がらない事象が発生しております。

つきましては、この不具合が解消するまでの間、新潟地方法務局新津支局管轄市町村に居住されている御相談者様は、以下の電話番号にお掛けいただくようお願いいたします。

0250-22-0547

また、この不具合が解消するまでの間、新潟地方法務局十日町支局管轄市町村に居住されている御相談者様は、以下の電話番号にお掛けいただくようお願いいたします。

025-752-2575

（自動案内に接続されるので、3番をお選びください）

なお、新津支局管轄及び十日町支局管轄に居住されている御相談者様のうち、携帯電話からの架電については、問題なくみんなの人権110番に繋がりますので、携帯電話から御相談願います。

この不具合が解消されましたら、改めてお知らせいたします。

御相談者様には、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

現在、復旧作業を行っておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

新潟地方法務局